

# 居所情報の登録が間に合わなかった等の登録対象者の方、 通知カードの受取り後に新たにDV等被害者となった登録対象者の方へ

## 原則：番号利用法の施行日時点の住民に通知カードを送付する場合

番号利用法の施行日(10月5日現在)時点の住民票の住所地 又は 受け付けた居所地を通知カードの送付先情報として登録

当該送付先情報をJ-LISに送付

10月中旬以降、順次、住民票の住所地又は登録された居所地に発送(簡易書留で)  
(概ね11月中までには初回お届け予定)

### 【参考】居所情報登録手続

やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない者について、居所情報を登録していただくことで、居所に通知カードを送ることができる手続

#### ○登録対象者

- ① 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、
- ② DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、…
- ③ 番号利用法の施行日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、…
- ④ 上記①～③に掲げる者以外の者で、やむを得ない理由により、…

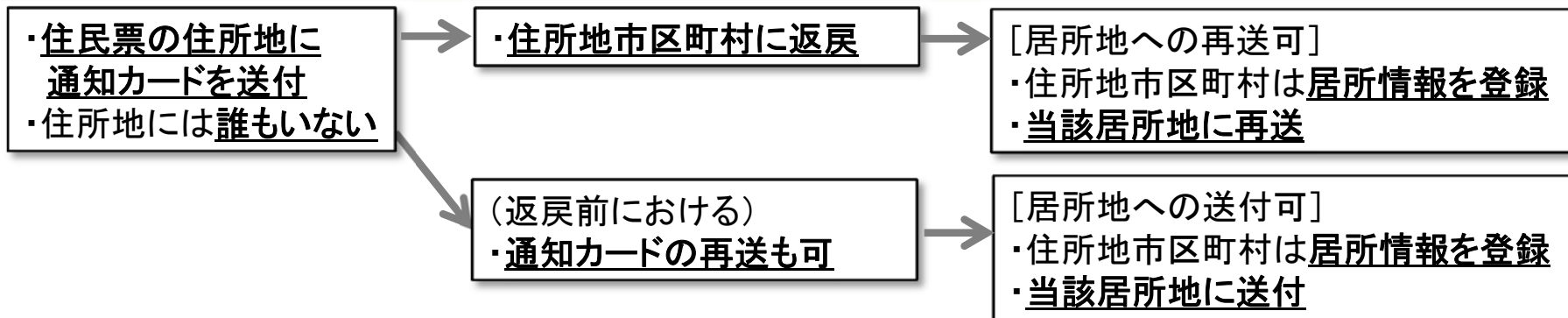
住所地において  
通知カードの送付を  
受けることができない者

#### ○申請方法

居所情報登録申請書に、氏名・居所・やむを得ない理由などを記入し、本人確認書類等を添付の上、住民票のある市区町村に持参又は郵送

①・登録対象者による住所情報の登録が間に合わなかった場合

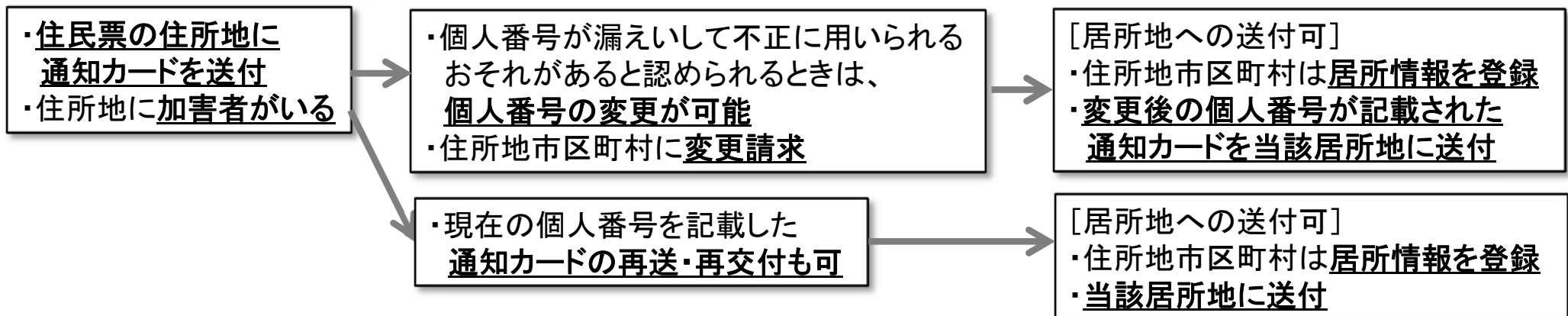
- ・通知カードの送付を受けるまでに、登録された住所地から他の住所地に移動した場合
- ・通知カードの送付を受けるまでに、住所地から住所地へ移動した場合(住所異動は無し)



②・DV等被害者(登録対象者)による住所情報の登録が間に合わなかった場合

- ・通知カードの送付を受けるまでに、同一世帯員からDV等の被害を受ける等して、他の住所地へ移動した場合  
(住所異動は無し)

※住所地には同一世帯員であるDV等加害者がいる前提



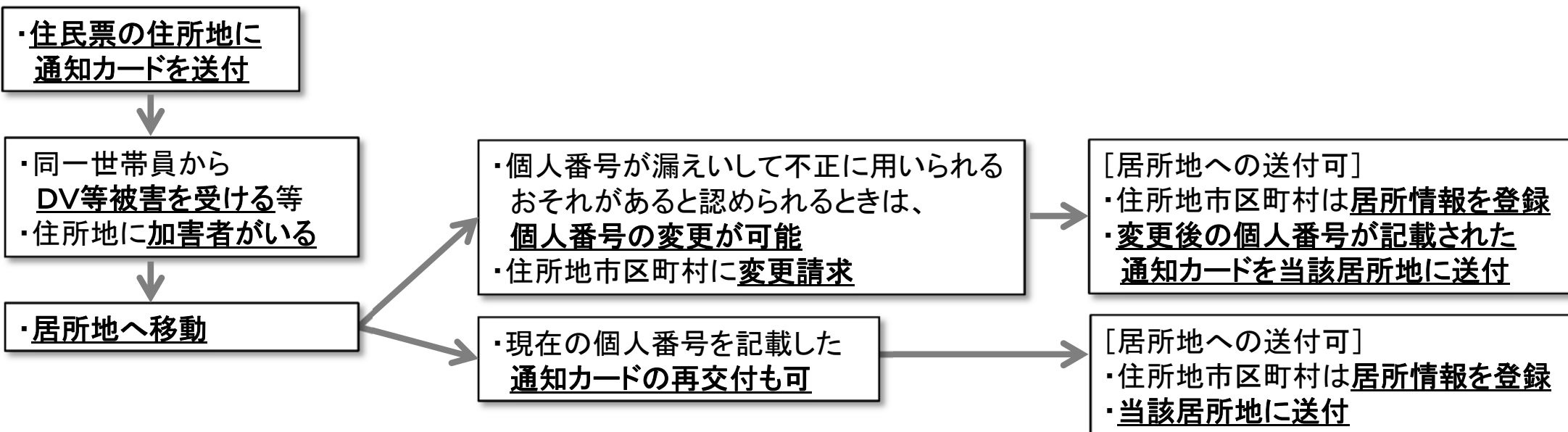
生活の本拠が居所に移っている場合は、住所異動の手続を検討してください。

(通知カードの受取り前の場合、異動先の市区町村から改めて通知カードの送付も可能)

(住所探索目的のDV等加害者からの住民票の写しの交付等の請求を拒否する「DV等支援措置」の手続もある) 2

③・住所地で通知カードの送付を受けた後に、同一世帯員からDV等被害を受ける等して、他の住所地へ移動した場合(住所異動は無し)

※DV等被害を受けた以降は、住所地には同一世帯員であるDV等加害者がいる前提



生活の本拠が居所に移っている場合は、住所異動の手続を検討してください。

(異動先の市区町村において番号変更等も可能)

(住所探索目的のDV等加害者からの住民票の写しの交付等の請求を拒否する「DV等支援措置」の手続もある)

住民票のある市区町村にお問合せください